

景氣變動と利潤の分布

高橋長太郎

問題 景氣變動論の教えるところでは、景氣の循環過程において、企業所得（利潤）と個人所得（要素支拂）との間の分配関係は變容して、一般に好況において企業所得が相對的に上昇し、不況においては反對に企業所得が相對的に低下するという。また分配率の變化において、好況には企業所得の分配率は上昇し、したがって個人所得分配率は低下する。そして不況においては反對の傾向を示す。これは事實についても認められるようである。しかし、それは相對的な分配率についての叙述にしかすぎない。同じく企業所得と言っても、そのうちに高低の階層を含み、その分布状態は必ずしもつねに一定ではない。景氣變動の過程において、利潤の分布様式はいかに變容するか。言い換えれば、分配の變化につれて不均等度や集中度はどのように變化するか。また、企業利潤の分布と個人所得の分布とは、動態過程において、どのように相互に連關するか。一方の集中程度の上昇は、他方の不均等度の低下となって現われるか。それとも兩者はともに相伴って、同様な變化の様相を示すものか。これらの問題については平均値のみを手懸りとする従來の理論では、殆んど何も明らかにされていない。したがって實證によって假設を反省する企ても殆んど行われるに至らない。ここに試みるのは、利潤の分布の變化を日本の場合について觀測することである。

資料 個人所得の分布については、比較的多くの統計的測定が行われているけれども、どの國でも利潤の分布を調査したものは極めて少い。日本の場合には、利潤の階層別分布を示す資料は、營業收益税の統計だけのようである。營業收益税は昭和2年以降施行（大正15年創設）されたもので、それまでは税制の上でも利潤そのものを把握したものはない。收益税の前身たる營業税（明治29年創設、同30年施行）は外形標準によるもので、企業の賣上額、資本金額、従業員數、建物賃賃價格などを組合せて課税標準としたものだから、それによって把握されるものは必ずしも利潤そのものではない。例えば物品販賣業における賣上額、土木請負業における請負年額などは利潤の指標となりうるが、製造業・銀行業・倉庫業などの場合に、建物價格、資本金、従業員數という比較的變動の少いものだけを課税標準としているのは、それによって利潤の變動を明確に示すとは言えない。だ

から税収に占める業種別割合において、營業税から營業收益税へ移るや、物品販賣業が壓倒的な部分を占めるに至って（約40%から約60%へ）いるのも、かかる事情を反映すると推定される。ところが、營業收益税に至ってはじめて利潤そのものを把握し得るようになったのは、税制の發達によるものである。ちなみに税制からみた日本經濟を反省すれば、その發達は甚だ遅く、日清戰役後明治24年營業税創設は、ようやく資本主義的税制への第1歩を印するものであり、大正15年營業收益税の創設は資本主義體制の一應の完成を示すものと言える。

營業收益税は營利法人については、農林・漁業・鑛業・自由業を除いていかなる業種にも課税されるが、個人企業については18業種のみを課税対象とし、税率はいずれにも比例税率（昭和6年以後個人企業についてのみ累進税率）である。この税と同時に資本利子税が創設されて、地代、利子、利潤に對してそれぞれ別個の税が課せられるようになったが、二重課税を回避するため、法人の納めた地租と資本利子税、個人の納めた地租はそれぞれ收益税から控除されることになっていた。したがって、ここに收益とは利潤の他に地代、利子を含むものと解すべきである。收益税は昭和2年に施行されたが、階層別分布を知りうるのは、わずかに昭和5年以降であり、しかもそれは個人企業に關するもののみで、法人企業については階層別に分類されていない。戰時中（昭和17—20年）は地方財政へ移讓されたため、各財務局別集計のみで全國集計が出来ていない。ここではその期間を除外する。したがって利用しうる資料は明治37—昭和1年の營業税における税収額（法人・個人企業）の階層分布表と、昭5—16、21年の營業收益税における純益金額（個人企業）の階層別分布表だけである。資料の典據は大藏省主税局年報（明治30—昭和16年）である。

測定方法 測定方法はジブラの不均等度指數を用い、補足として變動係數を使用する。その分布の型が對數正規型と認定されるからである。（例示として、明治40年營業税の個人企業と法人企業の分布、昭和7年および14年個人企業收益の分布を、確率紙上に點描したものを示す（第3圖）。（7年と14年とを示したのは、後述のごとくそれぞれの年が不均等度の最低と最高の年だからである。）およそ集團の構造は、度數分布によってのみ顯わ

される。集團の構造の差異は、集團を階級に分けたとき、その階級に屬する度数の系列によって示されるからである。度数分布は集團の固有な特性に関する知識を興える。しかし、その特性を示す統計量は、分布の型から導き出されるものであるから、したがってまずあらかじめ分布の型を見極めねばならない。分布の型とかわりない測度は、この特性を示さない。この觀點に立って、すでに所得分布につき、ジブラ不均等尺度 ($C=100/a$) と變動係數 σ/m とを用いた。(經濟研究 5 卷 2 號, 1954)。型が對數正規型ならば、對數をとらない變動係數はジブラ方程式の a と一定の関係にあるから、これを補助的に用いてさしつかえないわけである。ここでも所得分布との比較のために同一の測度を用いる。ただし、以下では營業稅收におけるジブラ指數と收益における變動係數の表のみを掲げる。

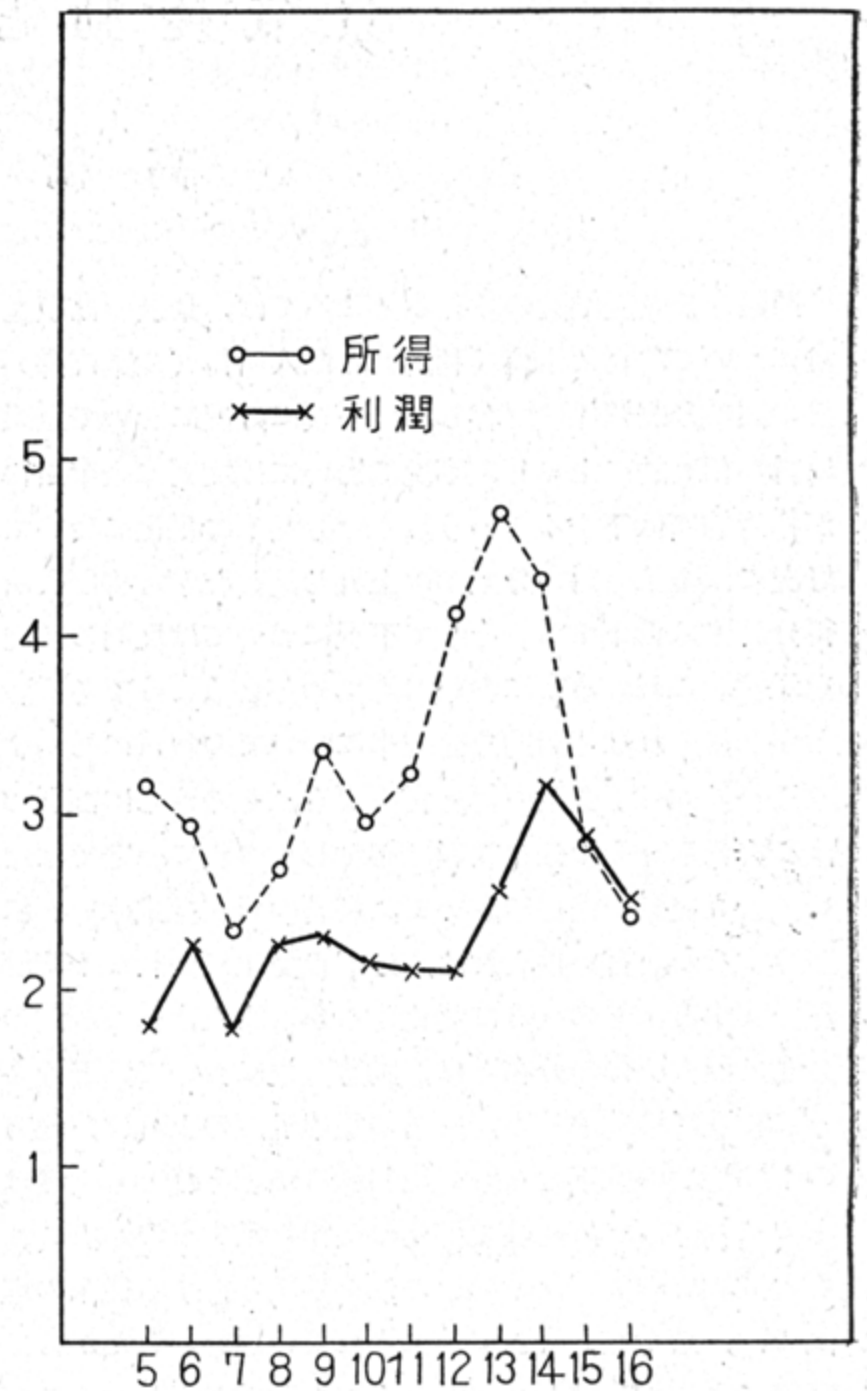
測定結果の解釋と吟味 1. 第 1 表昭和 5—16 年, 21 年の收益の分布の觀察からはじめよう (第 1 圖参照)。

第 1 表 收益の變動係數

| 年 次 | σ (圓) | m (圓) | $\frac{\sigma}{m}$ |
|------|--------------|---------|--------------------|
| 昭和 5 | 2,146.6 | 1,192.1 | 1.800 |
| 6 | 2,457.7 | 1,081.7 | 2.272 |
| 7 | 1,807.9 | 1,025.5 | 1.762 |
| 8 | 2,487.9 | 1,097.7 | 2.266 |
| 9 | 2,703.0 | 1,163.6 | 2.322 |
| 10 | 2,590.7 | 1,207.3 | 2.145 |
| 11 | 2,613.5 | 1,239.5 | 2.108 |
| 12 | 2,798.2 | 1,313.8 | 2.129 |
| 13 | 3,715.8 | 1,453.6 | 2.556 |
| 14 | 5,554.9 | 1,738.3 | 3.195 |
| 15 | 5,813.5 | 2,021.5 | 2.875 |
| 16 | 5,349.1 | 2,138.5 | 2.501 |
| 17 | | | |
| 18 | | | |
| 19 | | | |
| 20 | | | |
| 21 | 8,363.0 | 3,497.1 | 2.381 |

まず注目されるのは、利潤の分布の不均等度が個人所得の不均等度に比べて低いことである。ここでの測定方法は所得についても利潤についても同一の方法—變動係數—すなわち均等分布という意味をもつ算術平均と、それからの散ばりを示す標準偏差との對比である。漠然とした豫想では、國民所得の構成要素のうち利潤は最も景氣感度が高く、獨占の存在を假定する限り、それによって利潤の集中度は、個人所得よりもはるかに高くなると思われぬのに、この結果は何を語るか。それは主として用

第 1 圖 收益の變動係數



いた資料の範圍に基づくと考えられる。というのは、景氣變動に應じて利潤の分布が甚しく變容すると豫想されるのは、單にプラスの利潤だけの内部の分布のみではなくして、マイナスの損失をも含む全體の幅 range についてでなければならない。國民所得構成要素のうち、利潤のみがマイナスの値をもち、ことに不況においては損失の値は急激に多くなると豫想される。しかるに、ここで用いた資料は稅統計であるため一定免稅點以上の純益金を示すだけで、損失の深さを示さない。すなわち、損失を考慮に入れるとき、プラスの利潤のみの場合にはその分散はさほどに高くないと言いうる。

さらに、この期間の利潤分布が個人企業のみで、法人企業を含んでいないことに基づく。法人收益について階層別表率を缺くからである。ところが、もし法人企業に関する資料を知りうるなら、法人企業の方がはるかに不均等度が高いと推定されるからである。第 2 表の稅額分布 (ジブラ指數 C) によってこれを間接に知ることができる。その表の明らかに示すように、觀察期間 (明治 37

第2表 營業稅の分布
(C=100/a)

| 年次 | 個人 | 法人 |
|------|-------|-------|
| 明治37 | 60.13 | 65.44 |
| 38 | 54.91 | 62.81 |
| 39 | 54.47 | 62.51 |
| 40 | 53.31 | 62.12 |
| 41 | 53.64 | 62.37 |
| 42 | 54.76 | 61.79 |
| 43 | 55.16 | 61.57 |
| 44 | 56.34 | 62.69 |
| 大正1 | 55.61 | 63.14 |
| 2 | 55.64 | 63.88 |
| 3 | 55.81 | 65.24 |
| 4 | 53.00 | 65.74 |
| 5 | 53.78 | 67.98 |
| 6 | 54.50 | 67.64 |
| 7 | 54.68 | 67.15 |
| 8 | 55.05 | 65.14 |
| 9 | 55.39 | 67.68 |
| 10 | 51.55 | 66.56 |
| 11 | 60.86 | 67.23 |
| 12 | 60.96 | 69.49 |
| 13 | 61.10 | 89.56 |
| 14 | 60.66 | 69.52 |
| 昭和1 | 61.39 | 71.13 |

一昭和1年)にわたって、法人營業稅收は個人の場合よりも不均等に散らばっている。第2圖明治44年營業稅の確率紙上における個人と法人との比較においても、法人と個人とのそれぞれの分布を示す直線の傾斜は著しく異なり、法人利潤の方がはるかに不均等なるべきことを類推できる。

さらにまた、個人所得と個人企業利潤のそれぞれの高低の幅は、端的に兩者の分布の上に大きな差異のあるべきことを語る。個人所得はこの期間(昭5—16年)免稅點1,200圓から400萬圓超にも及ぶのに、個人企業利潤は500圓から70萬圓超にわたるにすぎない。

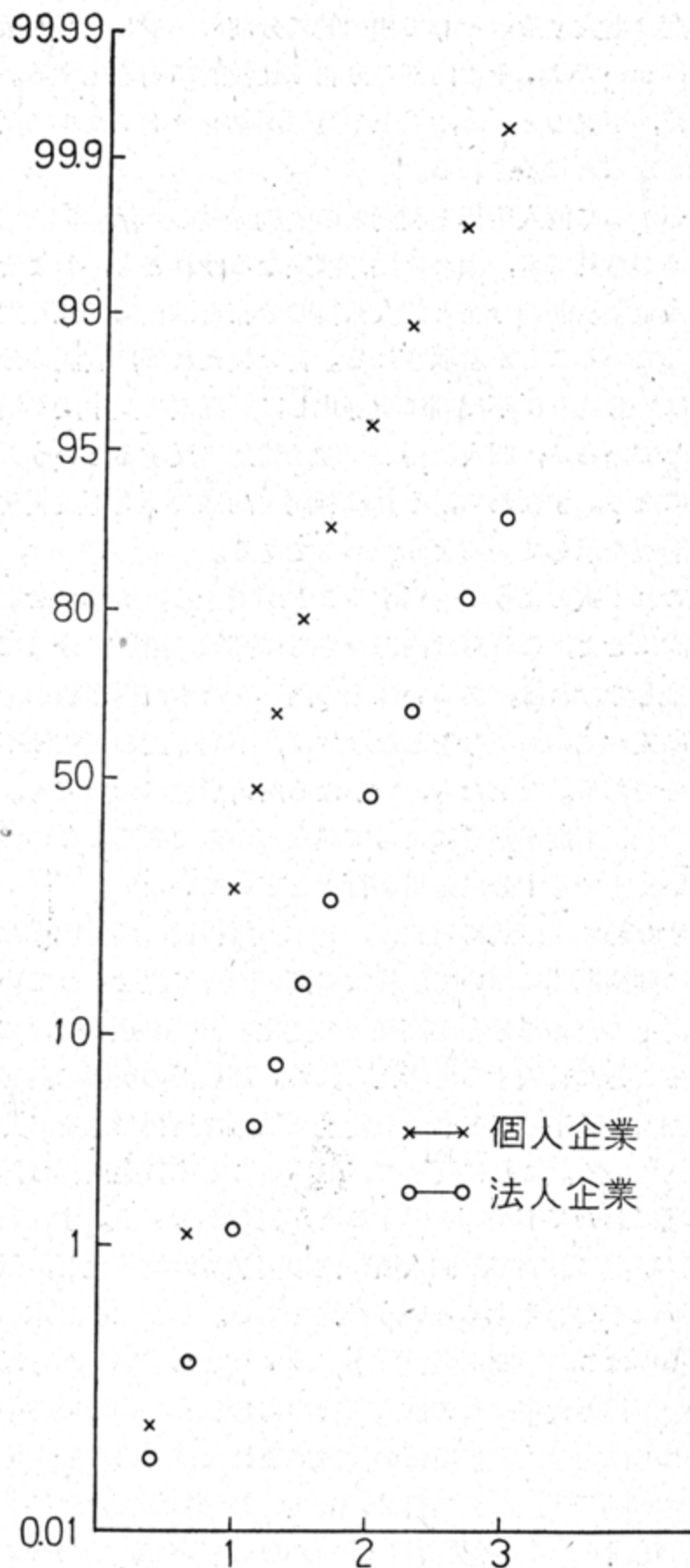
しかるに、昭和15,16年に至って、利潤の不均等度は所得の不均等度を超

えた。戰時中果して利潤分布がいかなる状態を示したかは興味あるところだが、不都合にもここで資料が途切れている。またもし法人企業の利潤分布があれば、この不況とその恢復期における分布様式と獨占度との關係を追究することができる。法人企業について階層別表示の無いことは全く残念である。

2. 次に注目すべきは、個人所得の不均等度と利潤の不均等度とがその變動過程において極めて近似した變化様相を示していることである。企業利潤の集中と個人所得内部の不均等度とが景氣變動につれて殆んど同じような傾向を示すということが事實ならば、これは一般の豫想に全く反して、改めて景氣變動論に對する反省を喚び起す。これは分配率と分布との關係という殆んどこれまで企てられなかった問題である。

分配率の變化について、普通には漠然と次のように假定されている。景氣變動によって、國民所得の分配——企業所得(利潤)と個人所得(要素支拂)との分配率は變容する。賃金は物價の變化に遅れるゆえに、企業者の利潤と損失とは好況と不況とによって強張される。すな

第2圖 營業稅分布(明治44年)



わち、好況によって、所得が利潤へ傾けば、個人所得の分配率は低下し、反對に不況において、個人所得の分配率は上昇する。その間に企業所得内部と個人所得内部において、それぞれの分布はどのような變化するか。ひとつの假定は、分配率と増大と不均等度とが平行するという假定である。すなわち

| | | |
|----|------------------------|------------------------|
| | (企業分配率増大) (不均等度 増大) | (企業分配率減少) (不均等度 減少) |
| 好況 | (個人分配率減少) (不均等度 減少) | (個人分配率増大) (不均等度 増大) |
| | | 不況 |

好況によって利潤の分前の増大とともに、またその不均等度は増大する。そして相對的に分前の減少した個人所得においては、その内部の分布は比較的均等化する。また、不況のときは、以上の關係がシンメトリカルに反對となると豫想される。

しかるに個人所得と利潤との變動係數の圖示(第1圖)だけから見ても、細かい點では異なるけれども、およそ個人企業利潤の分布と個人所得の分布とは相當に強く連關していることが看取される。言い換えれば、利潤の分布は豫想通りに不況期に均等化し、好況期に集中度が増大しているが、個人所得の變動は豫想に反するということになる。すなわち、それは利潤と同様の不均等度變化の過程を示しているようだからである。

これは次のように解釋することができる。所得にせよ、利潤にせよ、これらは内部をさらに高低二階層に分つて測定しなければ、あるいはその内容をなす所得形態を考慮に入れて階層區分をしなければ、不均等度の測定は不十分である。なぜなら、いかなる所得形態においても、その景氣感度が階層によって異なるからである。この點はいままでも十分に分析が行きとどいていない。

すなわち、端的に言えば、日本の所得税の課税標準はこの觀察期間において、相當に高い階層に課せられていて、そのために分布が高額層の變化の影響を強く受けていることに起因すると考えられる。高額層の所得の内容は配當、利子のごとき景氣變動に敏感な所得形態を多く含んでいる。これに反して、低額層ことに賃金所得は、不況において不均等を増すことが明らかである。すなわち、不況において、個人所得内の高額層は均等化し、低額層は不均等化するという傾向である。しかるに日本の所得税はこの期間に免税點を 1,200 圓としているから、賃金所得の大半はこの個人所得中に含まれていないということになる。課税所得の内譯によれば、この期間を通じて不動産(土地)所得 23%、營業所得 33%、利子 2%、配當 15%、勤勞所得 27%となっていて、そのうち、賃金俸給は約 15%を占めるにすぎない。したがって、個人所得の分布が主として營業所得の傾向に接近し、そこでまた利潤の分布様相に類似するのである。すなわち日本の租税統計による限り、個人所得とは營業所得を含むからである。

このことはメンデルスハウゼン(Horst Mendelshausen: Changes in Income Distribution during Great Depression, Income and Wealth, Vol. 7, 1946)が1927年から1933年にかけて、アメリカの都市の個人所得調査資料による測定の結果では、不況の時期に高額層では不均等度は安定または多少の均等化さえ見えるの

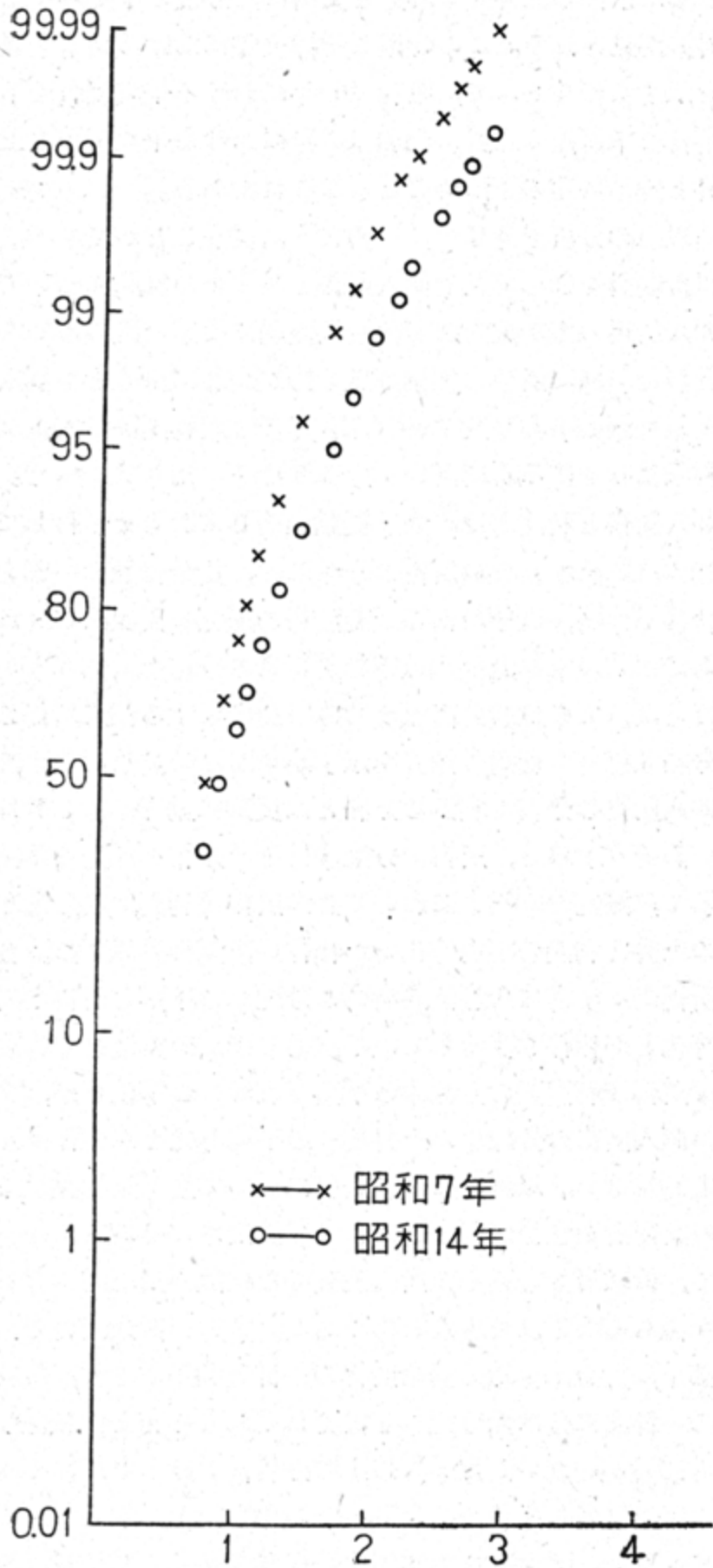
に、低額層では豫想に反してかえつて不均等度の増しているのを見出したことが参考になる。注意すべきは、その用いた資料は所得税統計ではなく、免税點以下の低所得者を含む特別の調査資料によつたことである。通常の所得税統計によれば、日本の場合と同じく、どの國でも不況において個人所得の分布は均等化している。不況において賃金所得(おそらくその大部分が所得税統計に現われぬこと上述通り)が不均等化し、賃金格差の増すことは、すでに日本の賃金構造の分析においては明らかにした(經濟研究2卷3號)。そこで日本の賃金率分布が對數正規型であることを確定したが、そこで試みた昭和2年と8年の比較において、確率紙上の圖示においても、ローレンツ曲線圖においても、不況の8年の方が不均等化して賃金格差の増大を示している。メンデルスハウゼンも變動係數の増大によって不況における賃金格差増大の事實を強調している。

日本の所得税統計がこの期間において賃金所得の大部分を含まぬであらうということは、一般に所得税統計による個人所得分布の不均等度の數値の解釋にとって重要である。少くとも昭和15年以前この期間の個人所得の不均等度は、比較的高額層に關するものである。(ただし、明治37年—大正15年に至る營業税のジブラ指數と所得税のジブラ指數とは必ずしも同じ傾向を示さない)。

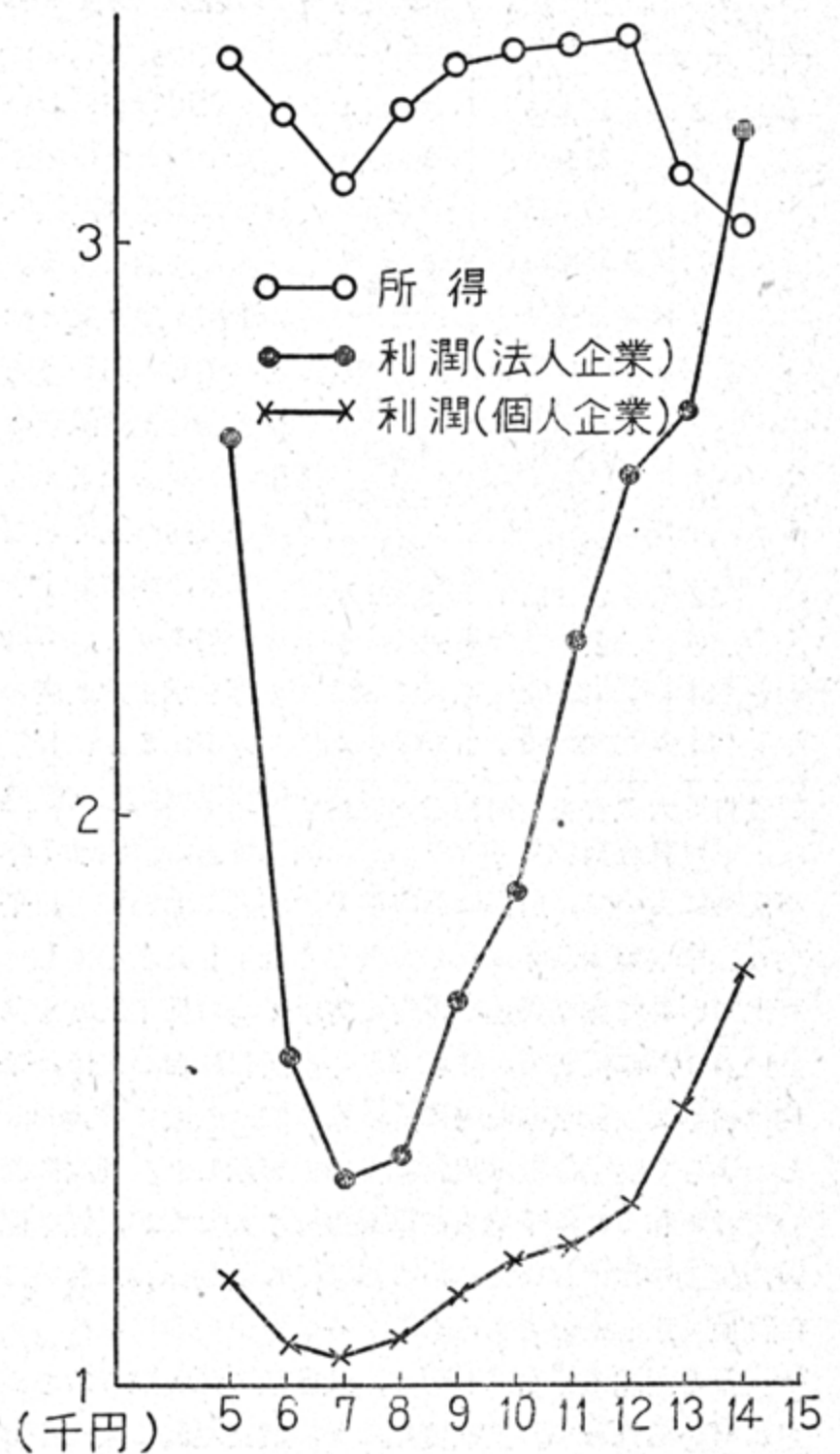
以上の考察からして、利潤についても所得についても、これをさらに高額層と低額層とに區分して解析すれば、ただ一樣に不均等度を算出するだけでは明らかにされぬ事柄について一層興味ある結果が得られるであらう。後に述べるように、價格の變動は階層によって感度が異なり、高額層ほど強い價格變化率によって所得が増大し、それが好況あるいはインフレーションにおける分散度の急激な上昇を示すのである。

この觀測期間はあたかも世界不況から日華事變の時期を含んでいる。注目すべきは、第1圖で明らかのように、所得における昭和13年、利潤における14年の不均等度上昇である。すでに所得分布について明治20年以降の變動係數において、第1次大戰の時期における大正7年に次いで昭和13年の高位なことを示した。日本經濟は戰爭という shocks によって、急激な變動をうけてきたことは言うまでもないが、所得の昭和13年と並んで利潤の14年における集中強化は豫想以上であつて、これは第2次戰爭の日本經濟に與えた影響とは全く異なることを示している。所得も利潤もこの時期に異常な集中をしたことは、單に經濟要因のみでは説明しえぬところであらう。所得分布において erratic shocks が無視できぬことを示しているように思われる。

第3圖 収益分布 (昭和7, 14年)



第4圖 1人當り平均所得と平均利潤



れたような平行を示さない。平均値は、以上に述べたような變動係數の分析によって知りうることを、何も語らない。1人當り平均額の比較では(第4圖), 昭和10年以後, 利潤は一樣に上昇し, 反對に所得では13, 14年は低下して13年, 14年の標準偏差の上昇を反映していない。つまり, 分散度は必ずしも平均と同じ方向へは動かぬからである。平均はあたかも經濟變動が各階層に對して影響を與えたもののように誤り傳える。一般に所得分布のみならず, 一般の分布函数において算術平均が最尤解として意味をもつのは, それが一定の型に關するときだけであつて, その型とは正規型, ポアソン型, ピアソンⅢ型, 指數型である(増山元三郎, 母數の最尤解が算術平均になる場合, 統計數理研究所, 講究録, 3卷13號)。ただ, 富や所得の分布において, 算術平均が型と關わりなしに用いられるとき, それは均等分配という意味であつて, 假りに均等に分配されればという假定を

第3圖は, 利潤における變動の最も低い昭和7年と最も高い14年の分布を確率紙上に點描したものである。これによると, 利潤の分布もほぼジブラ型をなすと認められるが, 高額層は別途の取扱を必要とすること, 昭和7年不況期には高額層がやや均等化していること, すべて前述のことを裏書しているようである。

3. 法人企業の利潤については純益總額と1營業人員當り平均のみを知りうるにすぎない。いま個人企業の平均とともに第3表にこれを掲げる。この利潤の平均額の變動と所得の平均額の變化とは, 變動係數において見ら

第 3 表 1 企業當り収益と所得

| 項目 年度 | 1 企業當り 法人企業 | 1 人當り 個人所得 |
|----------|----------------|---------------|
| 昭和 2 | (圓) 26,886 | 3,285,4 |
| 3 | 31,993 | 3,329,3 |
| 4 | 27,035 | 3,376,8 |
| 5 | 26,610 | 3,343,4 |
| 6 | 15,931 | 3,238,3 |
| 7 | 13,842 | 3,130,1 |
| 8 | 14,005 | 3,130,1 |
| 9 | 16,848 | 3,208,0 |
| 10 | 18,672 | 3,294,6 |
| 11 | 23,405 | 3,331,3 |
| 12 | 26,112 | 3,393,8 |
| 13 | 27,007 | 3,585,3 |
| 14 | 32,102 | 3,113,8 |
| 15 | 31,890 | 3,249,2 |

資料：大藏省主税局統計年報財
政経済統計年報

不況時において、所得においても、利潤においても、平均と標準偏差は前年に比して著しく低下した。しかし、不況において標準偏差の低下の方が平均の低下よりも甚しい。これに反して、昭和 13 年の所得においては、平均は前年より低下したのに、標準偏差は急激に増大し、したがって変動係数は異常に高い値を示した。利潤においては昭和 14 年平均も標準偏差も増大したが、標準偏差の変動がはげしいため、この期間の変動係数において最高値を示したのである。

所得と利潤の分布において、最低額は免税点でおさえられているために、景気変動ことに価格変動の與える影響は低額層に對する効果は示されず、高額層ほどその影響が強烈であるように表わされる。価格変動は各階層に對して一樣の變化を與えるのではなく、價格上昇の場合は、高額層に對して一層に強い影響を與え、價格下落の場合は低額層に著しい影響を與えるようであるが、この低額層の變化を租税統計は示さないのである。好況において平均は上昇するが、水準の上昇よりも分散度はさらに大となって不均等化する。反對に不況には平均は下落するが、水準の下落よりも分散度はさらに縮小して、分

示すだけで、それ以外の意味をもちえない。

所得分布において平均と標準偏差との關係は、興味ある問題である。平均と分散度とは必ずしも同じ方向へ動くとは限らない。が、たとえ同じ方向へ動くとしても、水準を示す平均よりも、不均等を示す分散度の方がはるかに景気変動に對して敏感である。昭和 7 年

布の均等化を示す。この一般的な變動過程において、時として水準の上昇（下落）と反對に、分散の下落（上昇）が見られる。この時期こそ轉換點における調整過程を示すものであって、昭和 16 年における平均利潤の下落と標準偏差の上昇、昭和 14 年における平均所得の上昇と標準偏差の下落のごときはこれである。

以上の分析を通じて、次のように言うことができる。租税統計を通じて見た個人所得と個人企業利潤において、個人所得の方が配當などの景気變動に敏感な所得形態を含むために、所得の不均等度の方がつねに少くとも個人企業利潤の不均等度よりも高い。（法人利潤は個人企業利潤よりもはるかに高いが、この分布は知りえない）。個人所得と利潤とは、景気變動に對しておよそ平行して動く。これまた課税所得のうちには、賃金俸給の一部を含むだけで、低額層たる賃金所得の變化を反映しないからである。もし免税點以下の所得者の分布をも知りうるならば、この比較的高額層のみを對象とする個人所得の分布状態とは反對の傾向を示すかもしれない。そのとき、個人所得の分布と利潤の分布とは反對に動くかもしれない。そうすると、所得の分配率とその分布とは全く相關して、好況のピークにおいて企業所得（利潤）の分配率の上昇と利潤の不均等化とが相件い、免税點以下の賃金所得者をすべて含む個人所得の分配率の下落と所得の均等化とが相件う。そして、不況の底においては反對に企業所得（利潤）の分配率の下落と利潤の均等化とが、また個人所得の分配率の上昇とその不均等化とが相件うかもしれない。以上のことは資料において全く免税點以下の所得層を含むかどうかによって決定されることであって、低額層を包括した所得調査のない限り實證的にこれを確めることはできないのである。さらに個人所得の内部を、賃金、俸給、農業所得の一群と利子、地代、配當の一群とに分けた分配率と、それぞれの分布とは相關するにちがいない。なお、以上の分析における好況、不況の用語は名目所得、名目利潤の變化を指し、したがってインフレ、デフレをも包括する概念である。所得や利潤の階層別のデフレーターが無い限り、階層別の實質所得や實質利潤について語ることはできないからである。